

平成24年1月18日

## 平成24・25年度後期高齢者医療保険料（案）について

国保年金課

東京都後期高齢者医療広域連合は、平成24年1月13日及び16日に、同広域連合議会の議員に、平成24・25年度後期高齢者医療保険料に係る条例議案について説明会を開催した。そこで示された平成24・25年度の保険料（案）は、次のとおりである。

### 1 保険料率等

区 分	広 域 連 合			葛 飾 区		
	24・25年度	22・23年度	増 減	24・25年度	22・23年度	増 減
被保険者数	24年度 126万7千人	122万3千人 (23年度)	44,000人 3.6%	24年度 47,000人	45,000人 (23年度)	2,000人 4.4%
	25年度 131万1千人		88,000人 7.2%	25年度 49,000人		4,000人 8.8%
1人当たり 給付費	24年度 846,578円	821,123円 (23年度)	25,455円 3.1%	24年度 853,985円	828,307円 (23年度)	25,678円 3.1%
	25年度 872,822円		51,699円 6.3%	25年度 880,458円		52,151円 6.3%
賦課（保険料）総額（2か年度分）	2,842億円	2,535億円	307億円	67.5億円	58.6億円	8.9億円
均等割額	40,100円	37,800円	2,300円 6.1%	40,100円	37,800円	2,300円 6.1%
所得割率	8.19%	7.18%	1.01ポイント	8.19%	7.18%	1.01ポイント
賦課割合	36.4 : 63.6	36.3 : 63.7	所得割△0.1ポイント	36.4 : 63.6	36.3 : 63.7	所得割△0.1ポイント
賦課限度額	55万円	50万円	5万円	55万円	50万円	5万円
1人当たり 保険料	93,258円	84,527円 (23年度本 算定時)	8,731円 10.3%	70,356円	65,050円 (23年度本 算定時)	5,306円 8.2%

2 均等割額の軽減 (22・23年度と同様の措置を継続)

総所得金額等(※)が下記の基準を超えない世帯	軽減割合	軽減後の均等割額		
		24・25年度	22・23年度	増減
33万円(基礎控除額)	8.5割	6,015円	5,670円	345円
8.5割軽減を受ける世帯のうち後期高齢者医療制度の被保険者全員が年金収入80万円以下(その他の所得がない場合)	9割	4,010円	3,780円	230円
33万円+24.5万円×被保険者の数(被保険者である世帯主を除く)	5割	20,050円	18,900円	1,150円
33万円+35万円×被保険者の数	2割	32,080円	30,240円	1,840円

※65歳以上で公的年金等控除を受けた方は、総所得金額等から15万円を控除した額

3 所得割額の軽減 (22・23年度と同様の措置を継続)

旧ただし書き所得(総所得金額等から33万円(基礎控除額)を控除した額)	軽減割合※
15万円以下(年金収入のみの場合は、収入が168万円以下)	100%(50%)
20万円以下(年金収入のみの場合は、収入が173万円以下)	75%(25%)
58万円以下(年金収入のみの場合は、収入が211万円以下)	50%

※( )内は東京都の広域連合が独自に上乘せしている分

4 後期高齢者医療制度加入の前日まで被用者保険の被扶養者であった者の軽減 (22・23年度と同様の措置を継続)

均等割額を9割軽減する。所得割額は、無料(恒久措置)。

5 保険料の増加抑制策(2か年度で合計412.1億円)

(1) 区市町村による特別対策等の継続(2か年度で206億円の一般財源を投入)

		区市町村全体	うち葛飾区負担分
特別対策	審査支払手数料	63億円	2.38億円
	財政安定化基金(通常積立分)拠出金	20億円	0.73億円
	保険料未収金補てん分	57億円	1.58億円
	葬祭費	63億円	2.26億円
	小計	203億円	6.95億円
所得割額の軽減(都広域連合上乘せ分)		3億円	0.13億円
合計		206億円	7.08億円

(2) 財政安定化基金の活用(2か年度で206.1億円)

- ① 通常積立分(前期残高及び24・25年度分)の取り崩し 90.6億円
- ② 特別に積み増す分の取り崩し 115.5億円(国・都・広域連合各38.5億円を拠出)

6 その他

5(1)の一般財源の投入を24・25年度に実施するため、議案「東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について」を第1回区議会定例会に提出する予定である。